

石川県地域福祉支援計画 2024

[概要版]

2024年度～2029年度計画

2025年（令和7年）2月

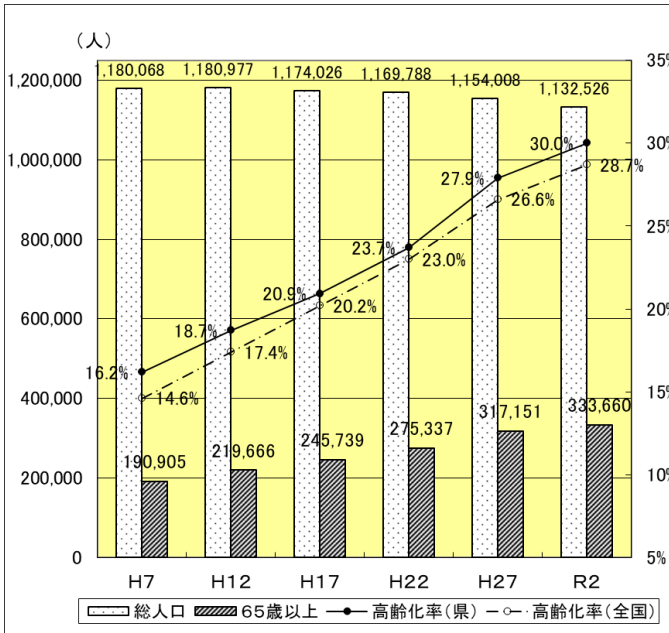
石 川 県

地域福祉を取り巻く状況

■ 少子高齢化の進行【高齢化率（65歳以上）H27：27.9%→R2：30.0%】

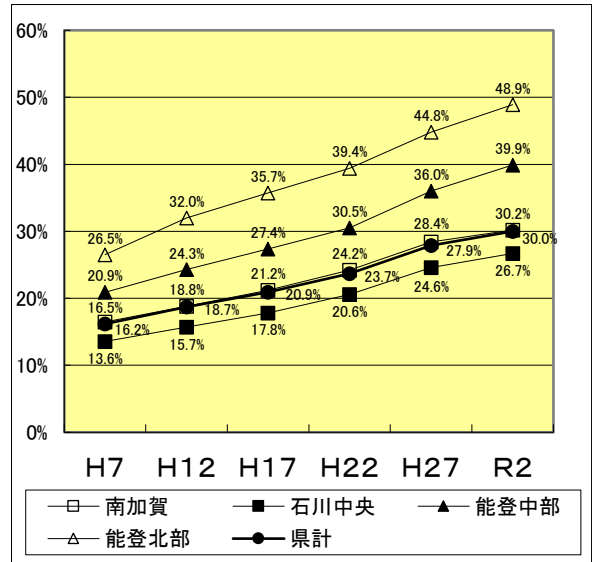
我が国の少子高齢化が進行する中で、本県においても、高齢化率が上昇し続けており、今後も、高齢者の増加とともに、地域社会を支える世代の人口減少が同時に進行することが見込まれます。また、高齢化の進行等により、老老介護やダブルケアなどの問題が顕在化してきています。

図表1 県の人口と高齢化率の推移



〔国勢調査〕（総務省）

図表2 本県の圏域別高齢化率の推移



〔国勢調査〕（総務省）

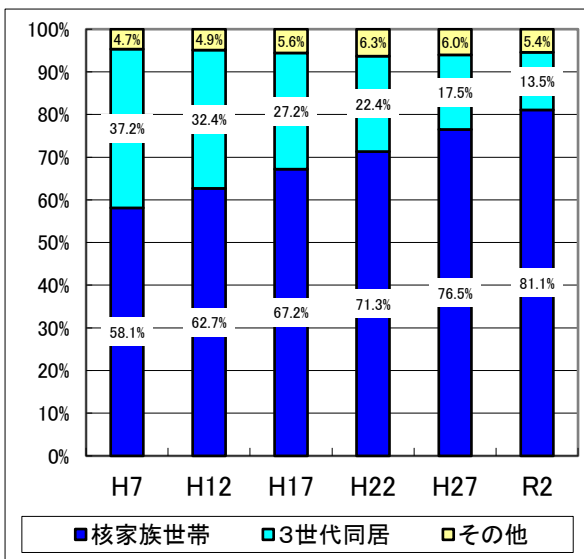
※圏域の構成
 南加賀：小松市、加賀市、能美市、川北町
 石川中央：金沢市、かほく市、白山市、野々市市、津幡町、内灘町
 能登中部：七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町
 能登北部：輪島市、珠洲市、穴水町、能登町

■ 世帯構造の変化【家庭内扶助機能の低下】

世帯構造については、全国的に核家族化が進行しており、本県においても、18歳未満の子どもがいる世帯の約8割が核家族世帯となっています。

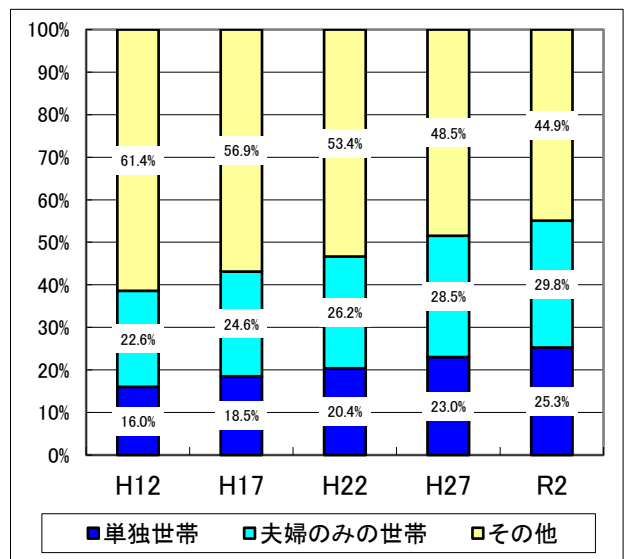
さらに、高齢者の単独世帯や、高齢者夫婦のみの世帯など、地域社会において、日常生活を送る上で周囲からの様々な支援が必要と考えられる世帯が増加しています。

図表3 本県の18歳未満の子どもがいる世帯の状況



〔国勢調査〕（総務省）

図表4 本県の65歳以上世帯員がいる世帯の状況

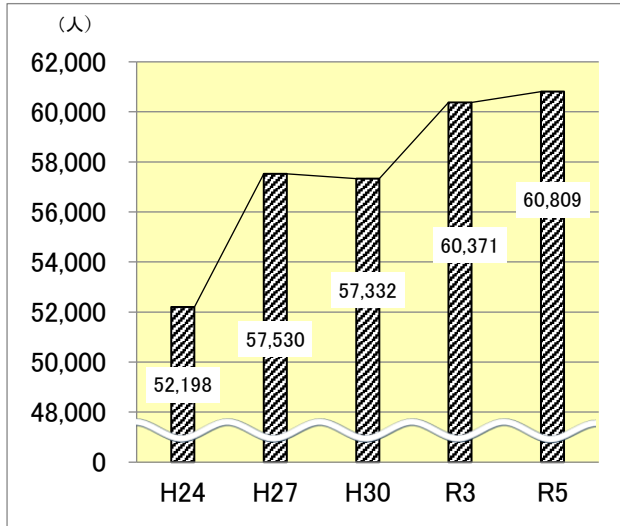


〔国勢調査〕（総務省）

■ 支援を要する方々の状況

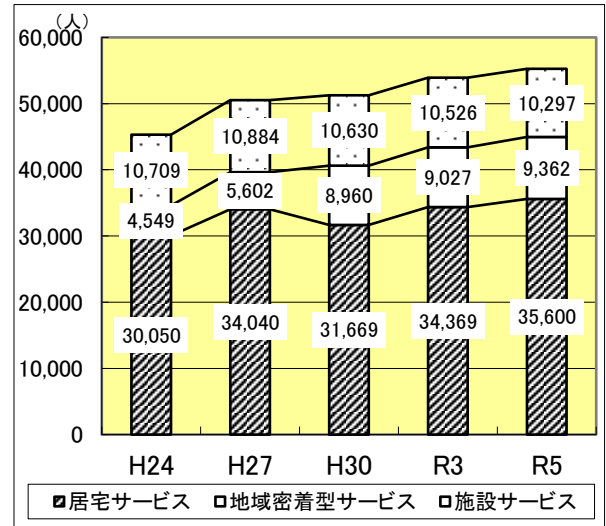
入所施設や病院から地域生活への移行や、地域での自立した生活を支援するサービスの充実が図られ、居宅サービスを受けながら地域で暮らす高齢者や障害者が増加しています。

図表5 本県の要介護認定者数



「介護保険事業状況報告」(各年4月末時点)(厚生労働省)

図表6 本県の介護保険サービス利用者数



「介護保険事業状況報告」(各年4月末時点)(厚生労働省)

図表7 本県の身体・知的・精神障害者数

区分	H30		R5
身体障害者	43,015	▶	39,350
知的障害者	9,082	▶	10,214
精神障害者	8,686	▶	11,606

※各年度末の手帳所持者数(県障害保健福祉課)

図表8 本県の地域で暮らす障害者に関する状況

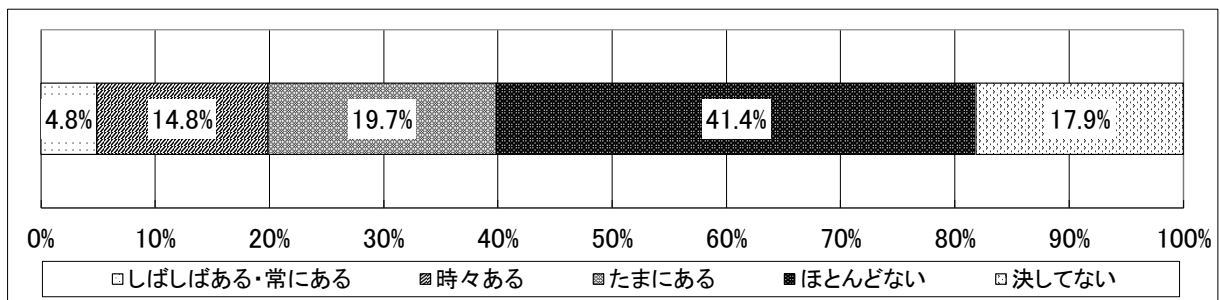
区分	H30		R5
1ヶ月の居宅介護サービス利用時間数	18,134	▶	19,850
グループホーム利用者数	1,210	▶	1,677

(県障害保健福祉課)

■ 孤独・孤立化

全国の調査では、孤独感が「しばしばある・常にある」「時々ある」「たまにある」と回答した人の割合が全体の39.3%でした。孤独・孤立化においては、8050問題、ひきこもり、ヤングケアラーなどの課題も生じています。

図表9 あなたはどの程度、孤独であると感じることがありますか



(2023内閣官房「人々のつながりに関する基礎調査」)

計画の基本的な考え方

■ 基本理念（目指す姿）

地域福祉の課題

近年の地域福祉を取り巻く変化により、分野ごとの福祉サービスの展開では十分に対処できない課題が顕在化しています。

- ① 高齢者、障害者、子育て家庭など、支援を要する方々の地域社会の中での孤立化の懸念
- ② 公的な福祉サービスの対象とならない生活課題の発生（買い物、外出支援、雪かき、ゴミ出し、電球換え等）や、「制度の狭間」にある人（ひきこもり、サービス利用拒否等）、複合的な福祉課題を抱える家庭への対応（要介護高齢者と無職でひきこもり状態にある子どもが同居している世帯等）への対応

「自助」「共助」「公助」のあり方

基本的な福祉ニーズに対しては、公助（公的サービス）で対処することを原則としつつ、共助（地域の支え合い）の充実を図り、公的サービスと支え合い活動による支援の一体的な提供を通じて、自助（自立した日常生活を送ろうとする個人や家族）を支えることができる環境づくりが必要



お互いに支え合い、誰もがその人らしくいきいきと暮らせるとともに、安心して次世代を育むことができる地域社会づくり

■ 基本的な視点

視点① 住民の主体的な参加を促進する

- ・ 現在は「支える側」であっても、誰もがいつかは「支えられる側」
- ・ 高齢者等が抱える生活課題について、地域全体の問題との意識を住民が共有し、主体的に解決に取り組むことが最も重要。

視点② 全ての人々が地域社会の一員としての役割を担う

- ・ 高齢者や障害者等を常に「支えられる側」の存在として一面的に捉えるのではなく、地域で自立した生活を送るとともに、その適性や能力を活かしながら、地域社会の一員として役割を担えるようにすることが重要。

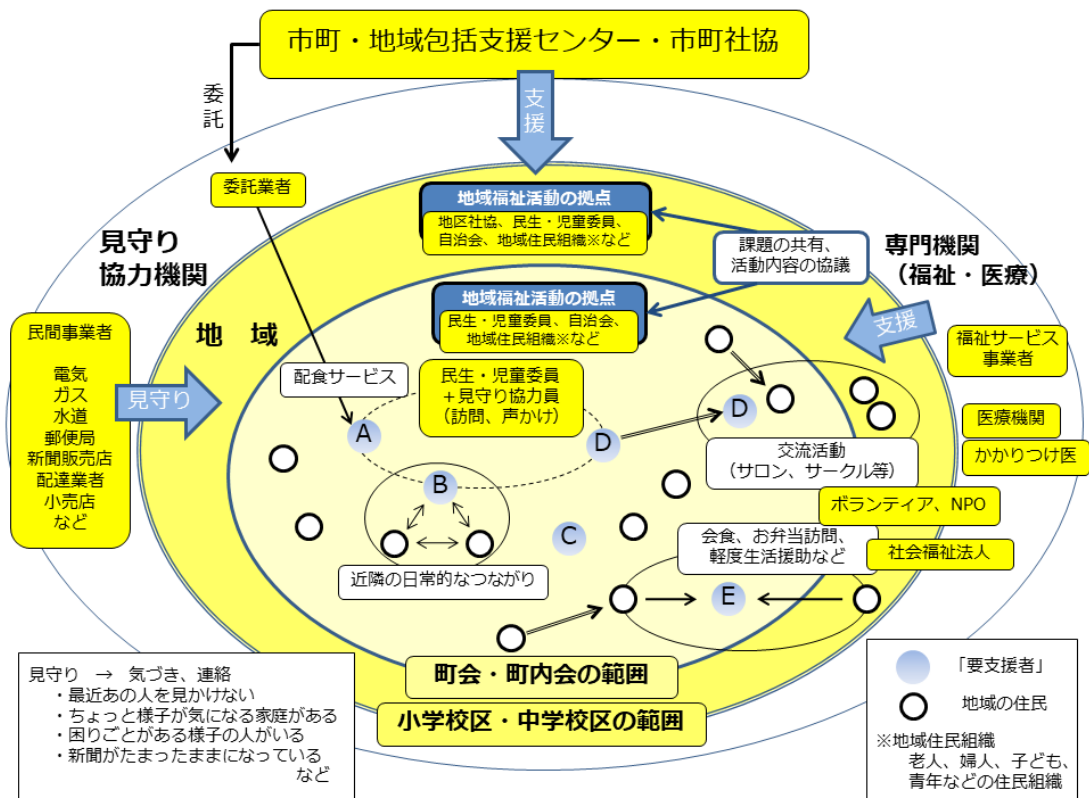
視点③ 地域支え合いに新たな担い手を取り込む

- ・多様な主体（ボランティア、NPO、福祉サービス事業者、社会福祉法人、民間企業）の参画を得て、従来の支え合い活動を補完する『新たな共助』の仕組みによる地域コミュニティの再構築が重要。
- ・退職後の自己実現の場を地域に求めることが期待されるなど新たな担い手が地域福祉に参加できる環境づくりが必要。

視点④ ネットワークで支える

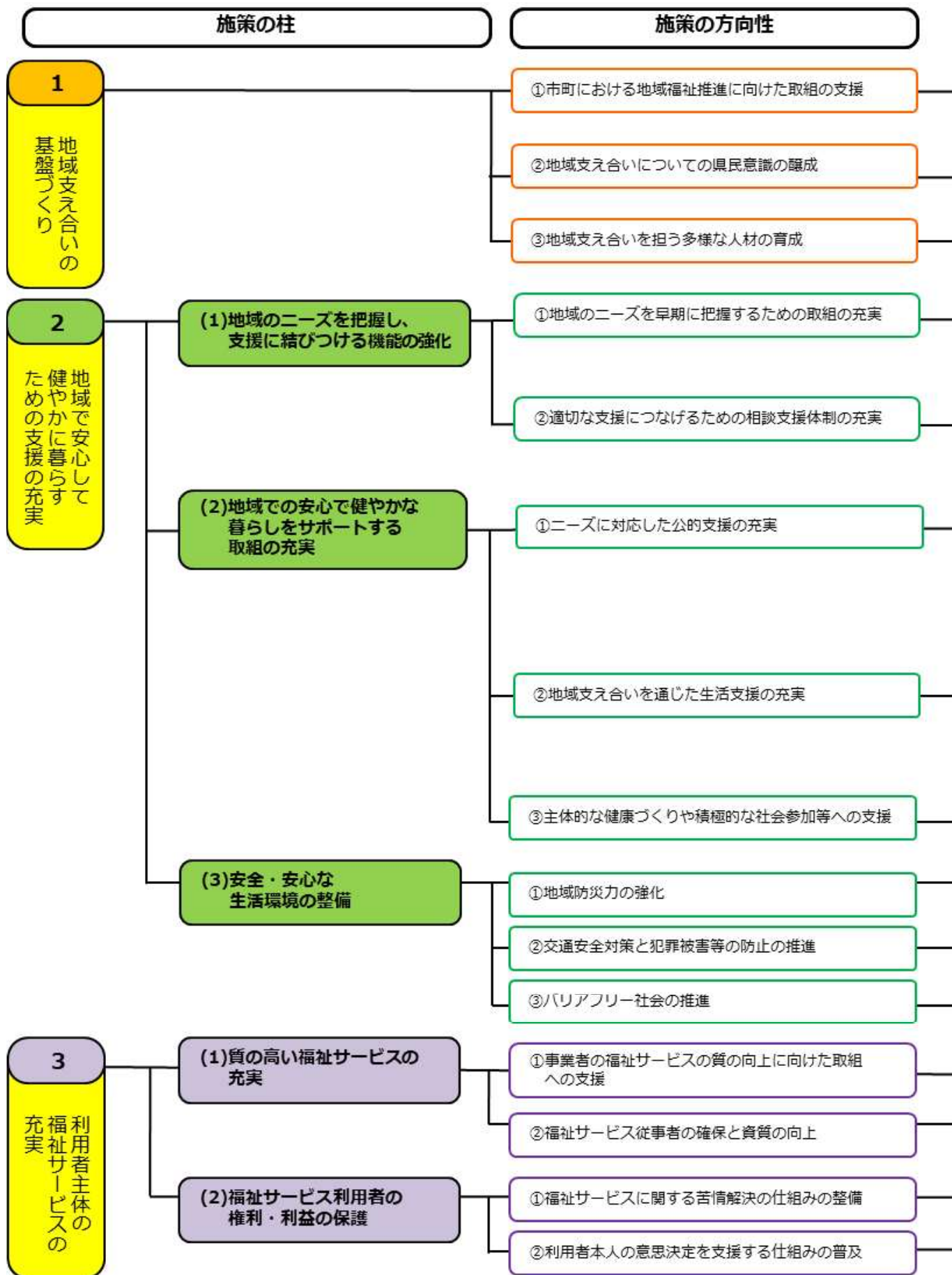
- ・高齢者等の孤立化を防ぐための多くの関係者による見守り体制や、様々な生活課題にきめ細かく対応するための多様な主体の連携によるサービス提供体制の構築が重要。
- ・ネットワークでの支援を円滑に行うには、地域福祉の多様な担い手が参加し、デジタル技術等も活用しながら、情報共有とサービス調整の機能を担う協議の場づくりの推進が必要。
- ・既存サービスでは対応できない新たな課題に対しては、地域の枠にとらわれず、多様な人材の知識や技術、アイデア等を取り込み、新たなサービス提供の仕組みづくりを行うなど、柔軟なアプローチが求められる。

図表10 地域支え合いのイメージ



(地域の実情により、それぞれの活動の範囲については多様な設定がありえる。)

計画の施策体系



主な具体的施策

地域の実情に応じた市町地域福祉計画の策定支援や地域支え合い活動の立ち上げや拠点整備等への支援、市町における包括的な相談支援体制の整備への支援、市町における重層的支援体制整備事業への支援、県社会福祉協議会の取組への支援、社会福祉法人等の多様な主体が連携して取り組む地域活動への支援

各種広報や普及啓発活動による地域福祉支援計画の推進、高齢者や児童福祉等に関する意識啓発（いしかわ介護フェスタ、パラスポーツに関するイベント、発達障害啓発週間、いしかわエンゼルマーク運動等）、ヘルプマークの普及・周知、障害者差別の解消、手話の普及啓発、児童生徒への福祉教育（ボランティア体験の機会提供等）

地域支え合い人材の育成、企業等による地域貢献活動の機運の醸成（地域支え合いサポート企業登録制度）、ボランティア人材のデータベース化、ボランティア活動者・団体と支援ニーズのマッチング、ボランティアコーディネーターの育成確保、NPO活動支援センターによる支援

民生・児童委員の活動支援、デジタル技術を活用した地域見守り体制の強化、民間事業者と地域見守り協定による見守りネットワークの促進、虐待の早期発見・対応のための地域ネットワーク活動の推進、ヤングケアラーへの支援、石川県障害者権利擁護サポートデスクの設置、自殺予防のための地域ネットワーク活動の推進、引きこもりからの回復等を支援するための地域ネットワークづくりの促進

市町の相談体制を支援する専門的・広域的な相談対応機関の充実、地域包括支援センターの運営支援（高齢者分野）、地域自立支援協議会の活性化支援や基幹的相談支援センターの設置促進、発達障害者支援地域協議会等の支援体制の構築、医療的ケア児に対する相談支援体制の構築（障害者分野）、マイ保育園登録制度の普及や地域子育て支援拠点の拡充（子育て分野）、いしかわ性暴力被害者支援センターにおける支援

各種福祉分野別プランに基づく公的な福祉サービスの整備、地域支援事業による介護予防事業等の推進（住民主体の通いの場の充実）、地域ケア会議や医療・介護連携体制の整備推進、生活支援サービスの提供体制の強化、認知症施策の推進（初期集中支援チームの対応力強化、若年性認知症施策の推進）（高齢者分野）、障害者のコミュニケーション支援等の推進や地域リハビリテーションの推進、共生型サービス事業所や地域生活支援拠点等の整備促進（障害者分野）、在宅育児家庭通園保育モデル事業の実施、ひとり親家庭等の子どもへの学習支援や居場所づくりの推進（子育て分野）、生活困窮者自立支援法に基づく相談支援（生活困窮者への対応）、民間賃貸住宅への円滑な入居の促進（住宅確保要配慮者への対応）、地域生活定着支援センターによる対応（矯正施設退所予定者への対応）

地域の一人暮らし高齢者等の生活課題に対するきめ細かな生活支援サービスの提供の推進、傾聴ボランティアの養成、認知症高齢者等の見守り支援者の養成（認知症サポーター、いしかわ認知症ハートフルサポート企業等）とフォーラムでの活動事例の紹介、認知症サポーター等による支援活動の推進（認知症カフェ、行方不明対策）、障害者自助グループや家族会の活動支援、ファミリー・サポート・センターの推進、子育てサークルや母親・父親クラブの活動支援

生涯学習機会の提供、健康ボランティア戦略に基づいた県民の主体的な健康づくりの推進（適切な食生活・運動の普及等）、食生活改善推進員や健康づくり推進員等による地域ぐるみの健康づくり活動の支援、世代間交流活動の促進

共助の要となる防災士の育成、女性の参画拡大による地域防災力の充実強化、災害時要配慮者の避難支援プランの策定支援、福祉関係機関と防災関係機関・地域防災関係者との連携体制の推進、災害時における福祉支援体制の整備、被災者見守り・相談支援等事業の実施

交通安全教室の推進、子ども安全情報の提供体制の整備、地域安全マップの作成・普及、消費者教育や犯罪被害防止のための知識の普及啓発、高齢者の消費者被害防止のための見守り体制の構築促進、再犯防止に向けた取組の推進

生活環境のバリアフリー化の推進、福祉用具の改善・改良の支援体制の整備、いしかわ支え合い駐車場制度の周知等

経営者・施設管理者向け研修の強化、福祉サービス第三者評価事業の推進

「石川県介護・福祉人材確保・養成基本計画」に基づいた取組の推進（学卒就職者の確保、他分野からの就業促進、潜在介護・福祉人材の再就業促進、就業者の定着促進、職員の資質の向上）

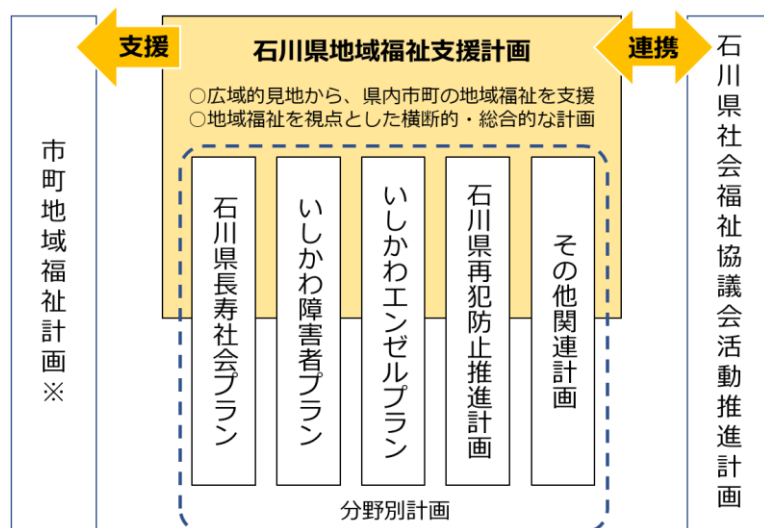
事業所における苦情解決体制の整備推進、福祉サービス運営適正化委員会の取組支援

福祉サービス利用支援の利用促進、成年後見制度の利用促進

■ 計画の位置づけ

社会福祉法第108条に基づく都道府県地域福祉支援計画として、市町における地域福祉の推進を支援するとともに、各市町では対応が困難な広域的、専門的な課題への県の対応を定める計画です。

また、分野別計画（「石川県長寿社会プラン」、「いしかわ障害者プラン」及び「いしかわエンゼルプラン」）では対応できない地域の福祉課題に対する取組みの充実とともに、分野別計画の中で「地域福祉」の視点で共通する施策を横断的に結び、その有機的な連携を図る、いわば福祉分野の上位計画として位置づけられています。



※市町地域福祉計画
地域福祉の推進のため次の事項に取り組むもの
○福祉サービスの適切な利用の推進
○地域福祉活動への住民参加の促進
○包括的な支援体制の整備 等

■ 計画の期間

2024年度から2029年度までの6年間とし、地域福祉を取り巻く状況の変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

■ 推進体制

この計画の推進にあたっては、それぞれの市町が地域の実情に応じて策定する地域福祉計画に定めた目標が達成されるよう支援していくことに重点を置くこととし、市町の地域福祉計画の進捗状況やこの計画の具体的施策の取組状況などに関して、関係機関・団体等とも随時検証を行いながら取組みを進めてまいります。

■ プランの詳細については下記のホームページからご覧いただけます。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kousei/chiikihukushishien.html>

石川県地域福祉支援計画（2025年2月策定）

石川県健康福祉部厚生政策課
〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
TEL076-225-1478 FAX076-225-1409